

新技術公募の試行に関する取扱い

(「県産新技術に対するフィールド提供型」及び「社会ニーズを踏まえたテーマ設定型」)

1 目的

建設分野を取り巻く諸課題の解決を図るためには、民間等で開発された有用な新技術を、社会ニーズ・現場ニーズに応じ効果的に活用していくことが重要である。

このため、県では「県産新技術に対するフィールド提供型」及び「社会ニーズを踏まえたテーマ設定型」の公募制度を新たに設け、試行することとした。

この取扱いは、これらの活用制度の試行に当たり、必要な細目を定めるものである。

2 県産新技術に対するフィールド提供型

(1) 対象とする新技術

この取扱いにおいて対象とする新技術は、県内に本社があるか、県内に技術開発の拠点となる事業所等がある民間企業が開発の中心となっている新技術（以下、「県産新技術」という。）とし、新技術情報データベースに登録されたものを対象とする（ただし、レベル3として登録されたものを除く。）。なお、新技術情報データベースに登録されていない技術については、新技術情報データベースへの登録申請と県産新技術のフィールド提供の申請を同時に受け付けるものとする。

(2) 県産新技術の公募

- ① 事務局である交通基盤部建設支援局建設技術企画課は、公募要項の案を作成し、建設工事新技術活用評価委員会（以下、「新技術活用委員会」という。）に提出する。
- ② 新技術活用委員会は、事務局から提出された公募要項の承認を行う。
- ③ 事務局は、新技術活用委員会の承認を得た公募要項に基づき、県産新技術の公募を行う。公募は、交通基盤部建設技術企画課のホームページ（以下、「建設技術企画課ホームページ」という。）への掲載等により行う。

(3) 県産新技術のフィールド提供に係る応募

応募申請は、「県産新技術フィールド提供申請書」によるものとし、事務局に設置している技術登録窓口で受け付ける。なお、新技術情報データベースに登録されていないものについては、新技術登録申請書と同時に受け付ける。

(4) 県産新技術の活用区分の承認及びフィールド提供の可否の判断

- ① 事務局は、公募により受け付けした県産新技術の評価案を作成する。
- ② 新技術活用委員会は、事務局の作成した評価案に対し、活用区分の承認及びフィールド提供の可否の判断を行う。なお、活用区分の承認及びフィールド提供の可否の判断においては、必要に応じ、国土交通省の「公共工事等における新技術活用システム」実施要領に定める「試行申請型」等の応募により行われる

「新技術活用評価会議」の事前審査の結果等を参考にすることができるものとする。

(5) 県産新技術の活用現場の照会

事務局は、活用区分の承認及びフィールド提供が可能と判断された県産新技術について、建設技術企画課ホームページへの掲載、メール等により、土木事務所等へ情報提供するとともに、活用可能な現場の照会を行う。照会の期間は、1年間とする。

(6) 県産新技術の現場での活用

- ① 対象技術の活用に当たり、当初発注時において発注者が指定する場合は、特記仕様書に対象技術の活用を規定するものとする。費用計上は、(8)の規定による。
- ② 請負契約締結後、受注者から対象技術の活用について協議があり、発注者が活用を行うことが適切と判断した場合で、対象技術案が設計図書等で定められた事項である場合は、設計変更を行う。費用計上は、(8)の規定による。

(7) 新技術活用調査及び活用後の評価

県からフィールドの提供を受け、現場において活用された県産新技術は、新技術活用調査の対象とし、「建設工事における新技術活用促進に関する実施要領」の運用3の規定に基づき活用調査を行う。また、活用後の評価についても、同運用1.2に基づき行う。

(8) 活用の実施に必要な費用

活用の実施に必要な費用は、活用を行う工事等の実施箇所において、標準的に使用される従来技術を用いた標準積算額を上限とし、活用に当たり標準積算額を超える費用が生じる場合は、試行調査に係る費用とみなし、申請者の負担によるものとする。また、県産新技術を活用することで、標準積算額を下回る場合は、適切な費用を計上する。

3 社会ニーズを踏まえたテーマ設定型

(1) 対象とする新技術

この取扱いにおいて対象とする新技術は、新技術情報データベースに登録された新技術とする。なお、新技術情報データベースに登録されていない新技術については、新技術情報データベースの登録申請と公募技術の応募申請を同時に受け付けるものとする。

(2) 新技術の公募

- ① 事務局は、本庁所管事業課等と連携し、現場ニーズ・行政ニーズ等の社会ニーズを踏まえた公募要項（案）を作成し、新技術活用委員会幹事会に提出する。
- ② 新技術活用委員会幹事会は、事務局から提出された公募要項（案）の承認を行う。

③ 事務局は、新技術活用委員会幹事会の承認を得た公募要項に基づき、新技術の公募を行う。公募は、静岡県交通基盤部建設技術企画課のホームページへの掲載等により行う。

(3) 公募に基づく新技術の応募

応募申請は、「社会ニーズを踏まえたテーマ設定型新技術の応募申請書」によるものとし、事務局に設置している技術登録窓口で受け付ける。なお、新技術情報データベースに登録されていない技術については、新技術登録申請書と同時に受け付ける。

(4) 活用区分の承認

① 事務局は、公募により受け付けた新技術の評価案を作成する。

② 新技術活用委員会は、事務局の作成した評価案に対し、活用区分の承認を行う。

(5) 土木事務所等への情報提供

事務局は、公募による応募申請のあった新技術が、新技術活用委員会から活用区分の承認を受け、かつ、社会ニーズに適合した新技術と評価された場合、「建設工事における新技術活用促進に関する実施要領」の運用4.1による情報提供を行うとともに、本庁事業所管課、各土木事務所等にその旨を周知し、活用促進を図る。

附則

この細則は、平成29年3月22日から施行する。

平成30年5月25日 一部改訂